

～記入例～

様式第2号（第1条の4関係）

会津美里町長 殿

父母のうち、生計維持率（所得）の  
高いかたが請求者となります。  
なお、所得に差がない場合には健康  
保険証の扶養や税法上の扶養なども  
考慮されます。

あてはまるものに○をつけてください。

ア. 「被用者」：厚生年金加入者

社会保険加入者や、国保組合であっても厚生年金に加入している方。

ウ. 「被用者でないもの」：国民年金加入者、または年金未加入者

自営業などをされていて会津美里町の国民健康保険に加入されている  
方。パートや専業主婦など、被用者に扶養されている方。無職の方。

提出日を記入してください。

提出年月日 令和 〇・4・1		※受付確認年月日 令和 〇・〇・〇	
①(ふりがな) 氏名 (法人名等)	みさと たろう <b>美里 太郎</b>	②性別	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男
⑤住所 (法人の主たる事 務所の所在地)	〒 969-6292 <b>会津美里町字新布才地1番地</b> (上欄と異なる場合に記入してください)	③生年月日	明治・大正 2・9・2 昭和・平成 <input checked="" type="radio"/> 平成
④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	⑦個人 番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
⑧支払希望 金融機関	名称 <b>美里</b> 支店コード (3ケタ) 9 6 9 支店名 <b>〇〇支店</b> 口座番号 7 6 5 4 3 2 1 口座名義 <b>ミサト タロウ</b>	⑤配偶者 の有無 <input checked="" type="radio"/> 有	
上欄の住所と異なる方は、 会津美里町での支給開始月が5月までの場合には前年の住所、6月 以降の場合には本年（1月1日時点）の住所を記入してください。			
氏名 <b>美里 花子</b>		⑧職業	
ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先: )		ウ. 被用者等でない者	
⑨個人 番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
氏名 <b>美里 町子</b>		続柄 <b>子</b>	生年月日 <b>平成 〇・3・25</b>
同居・別居 の別 <b>同・別</b>		海外留学をしている 場合の出国年月	住所 <b>請求者と同じ</b>
監護の 有無 <input checked="" type="radio"/> 有		生計 関係 <input checked="" type="radio"/> 同一	請求者が児童の父母の場合で、生計を同じくして いれば「同一」に○をつけます。 請求者が児童の父母以外の場合、児童の生活費の 大半を支出していれば「維持」に○をつけてくだ さい。
⑩児童		月	月
⑪請求者の加入している 公的年金制度の種別		月	月
ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員で ある場合は括弧内に○を記入 してください。 ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 国家公務員共済 ( ) 地方公務員等共済		月	月
イ. 国民年金 ウ. その他 ( )		月	月

児童の欄には18歳に達  
した後最初の3/31を迎  
えるまでの子どもにつ  
いても記入してください。

児童と同居している方は「同」に○をつけ  
てください。  
児童と別居している方は「別」に○をつけ  
てください。その際、「別居監護申立書」  
の提出が必要となります。

請求者が児童の父母の場合で、生計を同じくして  
いれば「同一」に○をつけます。  
請求者が児童の父母以外の場合、児童の生活費の  
大半を支出していれば「維持」に○をつけてくだ  
さい。

どちらかに○をつけてください。  
児童の日常生活に必要な衣食住などの面倒を見て  
おり、保護を行っていれば「有」となります。

マイナンバーを  
記入してください。  
ご不明の場合は  
お調べするこ  
とが可能です。

児童手当の受取希望口座を記入してください。(請求者本人の口座に限ります。)

あてはまるものに○をつけてください。  
会社員や公務員の場合→厚生年金保険  
任意継続者の場合→国民年金  
社会保険の扶養の場合→国民年金  
年金受給者、生活保護、その他年金未加入者の場合  
→その他  
※共済加入者は該当する共済に○をつけてください。

～認定請求に必要なもの～

- ・ 出生及び3歳未満の児童を認定請求する場合、請求者本人の「健康保険証の写し」※児童のものは不要です。
- ・ 上欄に記入していただいた「支払希望金融機関」の通帳の写し。

児童手当は原則として、請求していただいた月の「翌月分」の手当から支給となります。  
ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合には、請求が翌月となっても異動日の翌日から15日以内  
であれば、請求した月分から支給されます。請求が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、認定請  
求や添付書類の提出はお早めをお願いします。

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑪、⑮及び⑯の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑫及び⑭の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑮の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ⑯の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者又は配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書  
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
コ ⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

## 備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。